

## Ⅱ 税額の計算に関する改正

### 1 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

#### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定生産性向上設備等の取得等<sup>(注)</sup>をして、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除きます。以下同じです。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に限り、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。下記の法人税額の特別控除（原則）の場合において同じです。）において、その特定生産性向上設備等の取得価額の 4 %（建物及び構築物については 2 %）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ⑦）。

#### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

##### ・ 平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の場合（原則）

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、取得等<sup>(注)</sup>をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、その国内にある当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の 5 %（建物及び構築物については 3 %）相当額の法人税額の特別控除（即時償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ⑦⑧）。

##### ・ 平成 26 年 4 月 1 日以前に終了する事業年度の場合（特例）

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から同年 4 月 1 日以前に終了した事業年度の末日までの間に、取得等<sup>(注)</sup>をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において、その取得価額の 5 %（建物及び構築物については 3 %）相当額の法人税額の特別控除（即時償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 5 ⑦～⑨）。詳細は、(5)をご参照ください。

(注) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（1 ページ I 1 (注)参照）。以下同じです。

#### (1) 適用対象法人

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (1)参照）。

#### (2) 指定期間と特定期間

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (2)参照）。

#### (3) 適用対象資産

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (3)及び 3 ページ「申告に当たっての注意点」ロ・ハ参照）。

#### (4) 適用対象事業

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（2 ページ I 1 (4)参照）。

#### (5) 平成 26 年 4 月 1 日以前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

本制度においても、「1 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却制度の創設」の(5)と同様の特例が設けられています。すなわち、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から同年 4 月 1 日以前に終了した事業年度の末日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（平成 26 年 4 月 1 日

前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。)には、平成26年4月1日を含む事業年度(合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。)において、その特定生産性向上設備等の取得価額の5%(建物及び構築物については3%)相当額の法人税額の特別控除(即時償却との選択適用)ができます(措法42の12の5⑦～⑨)。

#### (6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、それぞれ次の算式により計算します(措法42の12の5⑦～⑨)。

##### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

(算式)

イ □以外の特定生産性向上設備等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 4\%$$

□ 建物、構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 2\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

##### ○ 指定期間内に取得・供用した場合の法人税額の特別控除

(算式)

イ □以外の特定生産性向上設備等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 5\%$$

□ 建物、構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定生産性向上設備等の取得価額} \times 3\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

#### 申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます(措法42の12の5⑬)。

#### 特に注意していただきたい点

上記(5)のとおり、平成26年3月決算法人などの場合、平成26年4月1日前に終了する事業年度においては、本制度の法人税額の特別控除(又は即時償却)の適用を受けることができません。例えば、3月決算の法人が、平成26年1月20日から同年3月31日までの間に、本制度における対象設備の取得等をし、事業の用に供した場合において、本制度の法人税額の特別控除(又は即時償却)の適用を受けようとするときには、平成27年3月期においてその適用を受けることとなります(この場合の税額控除限度額は、平成27年3月期における法人税額の20%相当額が限度となります。)ので、ご注意ください。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の6)。

## 〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）以後に、特定生産性向上設備等の取得等をする法人の平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 83①、113①、産業競争力強化法附則 1、強化法施行期日令）

## 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の整備

### 〔制度の概要〕

#### ○ 税額控除

特定中小企業者等（5 ページ I 2（注 4）参照）が、平成 10 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に、特定機械装置等（5 ページ I 2（注 2）参照）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業（5 ページ I 2（注 3）参照）の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。）において、その特定機械装置等の取得価額（船舶については取得価額の 75%）の 7% 相当額（以下「税額控除限度額」といいます。）の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされています（旧措法 42 の 6 ②）。

#### ○ 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告書を提出する法人が、各事業年度において繰越税額控除限度超過額（当該法人のその事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度における税額控除限度額のうち、上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいいます。以下同じです。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20% 相当額（その事業年度において取得等をした特定機械装置等について法人税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができることとされています（旧措法 42 の 6 ③④）。

### 〔改正の内容〕

#### (1) 特定期間内に特定生産性向上設備等の取得等をした場合の法人税額の特別控除の追加等

中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から平成 29 年 3 月 31 日までの期間（特定期間）内に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等（2 ページ I 1(3)参照）に該当するものでその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものを製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度のうち平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度において、中小企業者等の次のイ又はロの区分に応じそれぞれ次に定める法人税額の特別控除（即時償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 6 ⑧）。

イ 特定中小企業者等 …………… 取得価額の 10% 相当額

ロ 特定中小企業者等以外の中小企業者等 …… 取得価額の 7% 相当額

その他、本制度におけるこの措置の内容は次のとおりとされています。

#### ○ 適用対象資産

本措置の適用対象資産は、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものです。また、本措置における特定生産性向上設備等については、「2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備」における特定生産性向上設備等と同様です（措法 42 の 6 ②⑧、42 の 12 の 5、措令 27 の 12 の 5、措規 20 の 10）。詳細については、5 ページ I 2(1)イをご参照ください。

#### ○ 平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例

本措置においても、「2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備」の(1)ロと同様の特例が、繰越税額控除限度超過額の控除の特例として設けられています。すなわち、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）から同年 4 月 1 日前に終了

した事業年度の末日までの間に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合（平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度において他の特別償却等に関する規定の適用を受けた場合を除きます。）には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度(注)（合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「特例適用事業年度」といいます。）において、その取得価額の 7%（特定中小企業者等については 10%）相当額を、繰越税額控除限度超過額に加算して控除（即時償却との選択適用）することができます（措法 42 の 6 ⑨⑩）。

(注) 特例適用事業年度の末日においても中小企業者等に該当することが必要です。

## ○ 税額控除限度額

本措置に係る税額控除限度額は、次の算式により計算します。

また、本措置の税額控除限度額のうち法人税額から控除をしてもなお控除しきれなかった金額は、繰越税額控除限度超過額として 1 年間繰り越すことができます（措法 42 の 6 ⑧～⑩）。

(算 式)

### イ 特定中小企業者等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額} \times 10\%$$

### ロ 特定中小企業者等以外の中小企業者等

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額} \times 7\%$$

(注 1) 上記(1)の「○ 平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例」の適用を受ける場合においては、上記の算式により計算した金額を、その特例適用事業年度において繰越税額控除限度超過額に加算して控除します。

(注 2) 上記の算式により計算した本措置に係る税額控除限度額と、既存の本制度の特定機械装置等の取得等をした場合の税額控除限度額（〔制度の概要〕の「○ 税額控除」）及び繰越税額控除限度超過額（〔制度の概要〕の「○ 繰越税額控除限度超過額の控除」）（上記(注 1)の加算して控除する金額を含みます。）との合計額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

## (2) 適用期限の延長

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度と同様、適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年延長されました（措法 42 の 6 ①⑦）。

### 申告に当たっての注意点

#### 《本措置に係る税額控除》

本措置に係る税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 6 ⑩）。

#### 《特例による繰越税額控除限度超過額への加算分の控除》

上記(1)「○ 平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度に取得等をした特定生産性向上設備等の特例」により繰越税額控除限度超過額に加算して控除する措置の適用を受けるためには、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、繰越税額控除限度超過額の控除の対象となる特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき控除される金額は、確定申告書等



に添付された書類に記載された特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 6 ⑱）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 11）。

#### 〔適用時期〕

産業競争力強化法の施行の日（平成 26 年 1 月 20 日）以後に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をする法人の平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 79①、108、産業競争力強化法附則 1、強化法施行期日令）。

### 3 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

この制度は、次の仕組みから構成されています。

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に 10%（試験研究費割合が 10%未満である場合には、試験研究費割合に 0.2 を乗じて計算した割合に 8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ①）。

#### (2) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額に税額控除割合（12%から上記(1)で適用した税額控除割合を控除した割合）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（上記(1)により控除された法人税額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ②）。

#### (3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等（4 ページ I 2（注 1）参照）の各事業年度（上記(1)又は(2)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の 12%相当額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ③）。

#### (4) 繰越税額控除限度超過額の繰越控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、その事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限り）における税額控除限度額のうち、上記(1)及び(2)による法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（繰越税額控除限度超過額）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（上記(1)及び(2)により控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ④）。

また、上記(3)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額を有するときにおいても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除が認められています（旧措法 42 の 4 ⑤）。

#### (5) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の平成 20 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度において、次のイ又はロのいずれかの場合に該当する場合には、その区分に応じそれぞれ次に定める税額控除額につき、上記(1)から(4)までの制度とは別に、その事業年度の法人税額の 10%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法 42 の 4 ⑥）。

イ 次の(イ)及び(ロ)のいずれも満たす場合

(イ) 試験研究費の額 > 比較試験研究費の額(注1)

(ロ) 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額(注2)

$$\text{税額控除額} = (\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}) \times 5\%$$

(注1) 比較試験研究費の額とは、当期前3年間の各期の試験研究費の額の平均額をいいます(旧措法42の4⑨九)。以下同じです。

(注2) 基準試験研究費の額とは、当期前2年間の各期の試験研究費の額のうち最も多い額をいいます(旧措法42の4⑩十)。以下同じです。

ロ 試験研究費の額 > 平均売上金額(注3) × 10%

$$\text{税額控除額} = (\text{試験研究費の額} - \text{平均売上金額} \times 10\%) \times \text{超過税額控除割合}(\ast)$$

(\*) 超過税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

(注3) 平均売上金額とは、当期を含む4年間の売上金額の平均額をいいます(旧措法42の4⑪十一)。

なお、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度における上記(1)から(4)までの各制度における税額控除限度額の上限については、その各事業年度の法人税額の30%相当額に引き上げられています(旧措法42の4の2)。

### 〔改正の内容〕

上記(5)について、次の改正が行われました。

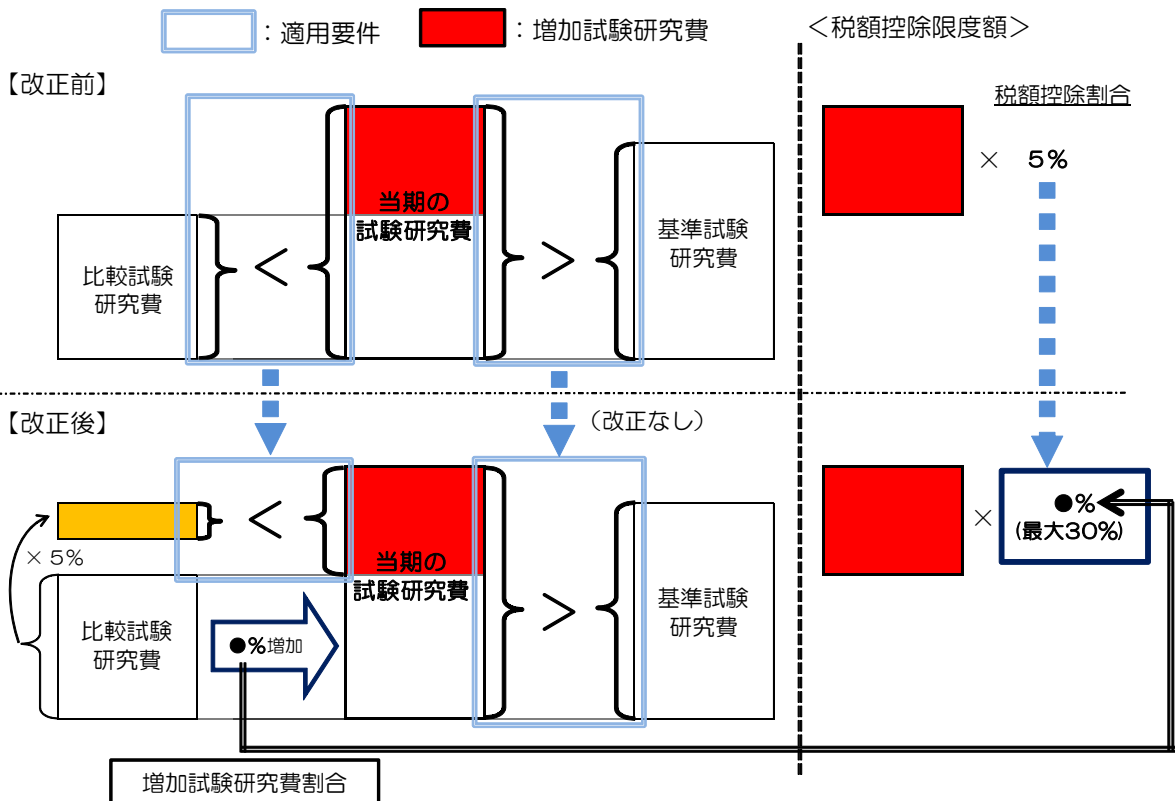
#### (1) 試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに改組

上記(5)のうちイの試験研究費の増加額に係る税額控除制度について、青色申告法人の増加試験研究費の額(注1)が比較試験研究費の額の5%相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%(増加試験研究費割合(注2))が30%未満である場合には、その増加試験研究費割合)を乗じて計算した金額を法人税額から控除する仕組みに改組されました(措法42の4⑨)。

(注1) 増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます。

(注2) 増加試験研究費割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます。

#### 《イメージ図》



## (2) 適用期限の延長

適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年延長されました（措法 42 の 4 ㉑）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 9）。

### 〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 77、106）。

## 4 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で特定事業の実施主体として国家戦略特区法の認定区域計画に定められたものが、同法附則第 1 条第 1 号に定める日（平成 26 年 4 月 1 日）から平成 28 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。以下同じです。）には、供用年度において、その特定機械装置等の取得価額の 15%（建物及びその附属設備並びに構築物については 8%）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 10㉒）。

#### (1) 適用対象法人

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(1)参照）。

#### (2) 指定期間

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(2)参照）。

#### (3) 適用対象資産

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(3)参照）。

#### (4) 適用対象事業

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（8 ページ I 3(4)参照）。

#### (5) 供用年度

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（9 ページ I 3(5)参照）。

#### (6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 10㉒）。

##### （算 式）

イ 機械及び装置、開発研究用器具備品

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 15\%$$

ロ 建物、建物附属設備、構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定機械装置等の取得価額} \times 8\%$$

（注） 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

#### (7) 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告書を提出する法人が、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限り）における税額控除限度額のうち、

上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（繰越税額控除限度超過額）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（その事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等について法人税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法 42 の 10③④）。

#### 申告に当たっての注意点

##### 《共通》

中核的な特定事業の用に供される特定機械装置等について、特別償却制度における即時償却のような追加的な特例措置は設けられていません。

##### 《税額控除》

税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 10⑩）。

##### 《繰越税額控除限度超過額の控除》

繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、その控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 10⑪）。

##### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 14）。

#### 〔適用時期〕

国家戦略特区法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）以後に取得又は製作若しくは建設をする特定機械装置等について適用されます（改正法附則 81①、110①、国家戦略特区法附則 1 一、国家戦略特区法施行期日令）。

## 5 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注 1）において国内雇用者（注 2）に対して給与等を支給する場合において、次のイからハまでの要件をいずれも満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額（注 3）の 10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。なお、この場合の税額控除限度額は、当期の法人税額の 10%（中小企業者等（4 ページ I 2（注 1）参照）については 20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 4）。

イ 雇用者給与等支給増加額  $\geq$  基準雇用者給与等支給額（注 3）  $\times$  5%

ロ 雇用者給与等支給額（注 3）  $\geq$  比較雇用者給与等支給額（注 4）

ハ 平均給与等支給額（注 5）  $\geq$  比較平均給与等支給額（注 6）

（注 1）雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12）の適用を受ける事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。



- (注2) 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する雇用者（具体的には、その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者）をいいます（旧措法42の12の4②一、旧措令27の12の4②）。
- (注3) 雇用者給与等支給増加額とは、次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12の4①②三・四）。  
 雇用者給与等支給増加額 = 雇用者給与等支給額(\*1) - 基準雇用者給与等支給額(\*2)  
 (\*1) 雇用者給与等支給額とは、本制度の適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。この給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（旧措法42の12の4②三）。以下同じです。  
 (\*2) 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。以下同じです。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法42の12の4②四）。
- (注4) 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（前事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法42の12の4②五）。
- (注5) 平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12の4②六、旧措令27の12の4①⑫）。

$$\text{平均給与等支給額} = \frac{\left[ \text{雇用者給与等支給額} - \text{日雇い労働者に対する給与等の支給額} \right]}{\text{適用年度における給与等月別支給対象者(*)の数の合計数}}$$

(\*) 適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るもの）に限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

- (注6) 比較平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12の4②七、旧措令27の12の4⑬⑰）。

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\left[ \text{適用年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額} - \text{日雇い労働者に対する給与等の支給額} \right]}{\text{適用年度の前事業年度における給与等月別支給対象者(*)の数の合計数}}$$

(\*) 適用年度の前事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（適用年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るもの）に限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

## 【改正の内容】

### (1) 雇用者給与等支給増加割合の要件の緩和

上記【制度の概要】イの要件における「×5%」について、平成27年4月1日前に開始する事業年度については「×2%」に、同日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度については「×3%」に引き下げられました（措法42の12の4①）。

### (2) 平均給与等支給額に係る要件の見直し

上記【制度の概要】ハの要件について、次のとおり見直しが行われました。

イ 継続雇用者（適用年度及び適用年度の前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。以下同じです。）に対する給与等により判定することとされました。

これにより、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額は、それぞれ次のとおりとされました（措法42の12の4②六・七、措令27の12の4⑪～⑭、措規20の9）。

$$\text{平均給与等支給額} = \frac{\text{適用年度の継続雇用者に対する給与等の支給額(注1)}}{\text{適用年度における給与等月別支給対象者(注2)の数の合計数(注3)}}$$

(注1) 雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額（雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」といいます。）に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者(\*)に対して支給したものを除きます。以下「継続雇用者給与等支給額」といいます。）とされています。ただし、継続雇用者給与等支給額が0である場合には、1円とされます。

(\*) 法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの書類にこの継続雇用制度に基づき雇用されている旨の記載がなされている者をいいます。以下同じです。

(イ) 雇用契約書などの雇用関係を証明する書類

(ロ) 法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳

(注2) 適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限り。）をいいます。

(注3) 継続雇用者給与等支給額が0である場合には、1とされます。

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\text{適用年度の前事業年度の継続雇用者に対する給与等の支給額(注1)}}{\text{適用年度の前事業年度における給与等月別支給対象者(注2)の数の合計数(注3)}}$$

(注1) 適用年度の前事業年度に係る国内雇用者に対する給与等の支給額のうち継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限り。）に係る金額（一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除きます。以下「継続雇用者比較給与等支給額」といいます。）とされています。

(注2) 適用年度の前事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる継続雇用者（継続雇用者給与等比較支給額に係るものに限り。）をいいます。

(注3) 継続雇用者比較給与等支給額が0である場合には、1とされます。

ロ 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額とすることとされました（措法 42 の 12 の 4 ①二）。

### 《イメージ図》

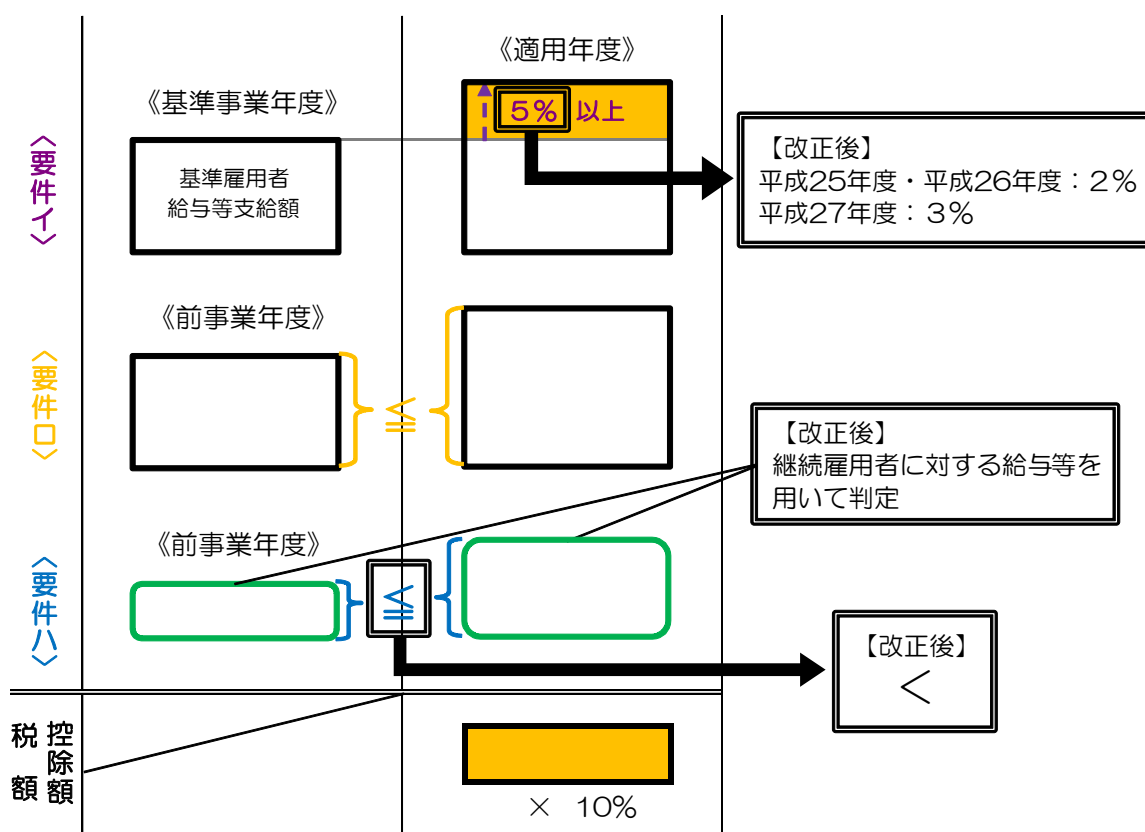
(改正後の本制度)



雇用者給与等支給額



平均給与等支給額



### (3) 適用期限の延長

適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 42 の 12 の 4 ①）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

### 〔適用時期〕

平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 82①、112①）。

〔経過措置の特例〕

法人の平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度（以下「経過年度」といいます。）に改正前の規定（以下「旧規定」といいます。）の適用がなく、改正後の規定（以下「新規定」といいます。）の要件を全て満たす事業年度がある場合には、平成26年4月1日以後最初に終了する事業年度（当該事業年度）において、各経過年度を新規定の適用年度とみなした場合の雇用者給与等支給増加額の合計額の10%相当額が税額控除限度額に上乗せされます。これにより、税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（改正法附則82②、112②）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \left( \text{当該事業年度の雇用者給与等支給増加額} \times 10\% \right) + \left( \text{経過年度の雇用者給与等支給増加額} \times 10\% \right)$$

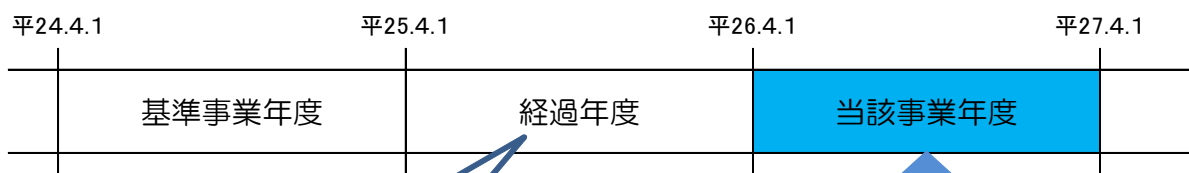
（注）上記の算式により計算した金額が、次の税額控除上限額を超える場合には、その税額控除上限額が限度とされます。

$$\text{税額控除上限額} = \text{当該事業年度の法人税額} \times 10\% (*) \times \frac{\text{当該事業年度及び各経過年度の月数の合計}}{\text{当該事業年度の月数}}$$

（\*）中小企業者等である場合には、20%。

《イメージ図》

（3月決算法人の場合）



旧規定の適用がなく、  
新規定の要件を満たす  
場合

経過年度について新規定を適用した場合に計算される雇用者給与等支給増加額の10%を、当該事業年度の税額控除限度額に上乗せ  
⇒当該事業年度の法人税額の最大20%（中小企業者等は40%）相当額の税額控除が可能。

6 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（旧措法42の5①一ハ、68の10①一ハ、旧措令27の5③④、改正法附則78、107、平23財務省告示第219号、平26財務省告示第105号）	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（11ページI5(1)参照）と同様の改正が行われました。	11ページI5(1)の適用時期等と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額 の特別控除(措法42の9 ①表一、68の13①、措令 27の9②一、③、39の43 ②一、措規20の4①二、 ②三、旧措令27の9③、 改正措令附則19③、27 ③、改正措規附則8、14)</p> <p>(措法42の9①表二、68 の13①、措令27の9① 二、②二、39の43②二、 改正法附則80①②、109 ①②、改正措令附則19 ①③、27①③)</p> <p>(措法42の9①表三、68 の13①、措令27の9② 二、⑦、39の43②二、措 規20の4⑤⑥、改正法附 則80①、109①、改正措 令附則19③、27③)</p> <p>(措法42の9①表四、68 の13①、措令27の9① 四、②二、⑨⑩四、39 の43②二、改正法附則80 ①③、109①③、改正措 令附則19②③、27②③)</p>	<p>○ 沖縄振興特別措置法の改正等に伴い、次のとおり改正が行 われました。</p> <p>イ 観光地形成促進地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象設備</p> <p>i 一の設備のうち対象設備を構成する機械及び装置、建 物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額 の要件が1,000万円超(改正前:5,000万円超)に引き 下げられました。</p> <p>ii 対象設備に、温泉保養施設及び国際健康管理・増進施 設並びに会議場施設及び研修施設のうち、宿泊の用に供 する施設を備えたもの及び宿泊の用に供する施設に附 属するもので一定の要件を備えたものが追加されまし た。</p> <p>(ロ) 対象資産について、建物及びその附属設備において特 定の設備を構成する建物の床面積の合計額のうち特定の 設備を構成する部分の床面積の合計額の占める割合が 2分の1以上であることとする要件及び構築物において 特定の設備を構成する構築物の取得価額の合計額のうち 特定の設備を構成する部分の取得価額の合計額の占め る割合が2分の1以上であることとする要件が廃止され ました。</p> <p>ロ 情報通信産業振興地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地区について、提出情報通信産業振興計画におい て情報通信産業振興地域として定められている地区とさ れました。</p> <p>(ロ) 対象設備の規模について、機械及び装置並びに器具及 び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合 計額が100万円超であることとする要件が追加され、一の 生産等設備を構成する減価償却資産(無形固定資産及び 生物を除きます。以下(2)において同じです。)の取得価額 の合計額が1,000万円超であることとする要件との選択 とすることとされました。</p> <p>ハ 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象設備の規模について、機械及び装置並びに器具及 び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の 合計額の要件が100万円超(改正前:500万円超)に引き 下げられました。</p> <p>(ロ) 一定の対象事業に係る対象資産に、開発研究用の器具 及び備品が追加されました。</p> <p>ニ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置の見直し</p> <p>(イ) 対象地区について、提出国際物流拠点産業集積計画に おいて国際物流拠点産業集積地域として定められている 地区とされました。</p> <p>(ロ) 対象設備の規模について、機械及び装置で一の生産等 設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円超で あることとする要件が追加され、一の生産等設備を構成 する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円超で あることとする要件との選択とすることとされました。</p> <p>(ハ) 対象となる事業に航空機整備業が追加され、対象とな る建物を事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建 物とすることとされました。</p>	<p>平26.4.1以後に取得等 をするものについて適 用され、同日前に取得 等をしたものについて は、従来どおり適用さ れます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>



改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>(措法42の9①表五、68の13①、措令27の9①五、②二、39の43②二、措規20の4⑥、改正法附則80①、109①)</p>	<p>ホ 金融業務特別地区に係る措置について、経済金融活性化特別地区に係る措置に改組されました。この改組後の措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="502 324 1157 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 324 678 369">区分</th> <th data-bbox="678 324 1157 369">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 369 678 414">対象地区</td> <td data-bbox="678 369 1157 414">経済金融活性化特別地区として指定された地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 414 678 481">対象事業</td> <td data-bbox="678 414 1157 481">認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 481 678 683">対象設備</td> <td data-bbox="678 481 1157 683">           対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</li> <li>・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 683 678 772">対象資産</td> <td data-bbox="678 683 1157 772"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置</li> <li>・一定の器具及び備品</li> <li>・建物及びその附属設備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 772 678 817">税額控除割合</td> <td data-bbox="678 772 1157 817">15% (建物及びその附属設備については、8%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 817 678 884">適用期間</td> <td data-bbox="678 817 1157 884">経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正後	対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区	対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業	対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</li> <li>・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</li> </ul>	対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置</li> <li>・一定の器具及び備品</li> <li>・建物及びその附属設備</li> </ul>	税額控除割合	15% (建物及びその附属設備については、8%)	適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで	<p>同上</p>
区分	改正後															
対象地区	経済金融活性化特別地区として指定された地区															
対象事業	認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業															
対象設備	対象事業の用に供する設備で、次に掲げるいずれかの規模のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの</li> <li>・機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの</li> </ul>															
対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置</li> <li>・一定の器具及び備品</li> <li>・建物及びその附属設備</li> </ul>															
税額控除割合	15% (建物及びその附属設備については、8%)															
適用期間	経済金融活性化計画の認定の日から平成29年3月31日まで															
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取った場合の法人税額の特別控除 (措法42の11①⑦、68の15①⑦)</p>	<p>○ 国際戦略総合特別区域において機械等を取った場合の特別償却 (12ページ I 5(2)参照) と同様の改正が行われました。</p>	<p>—</p>														
<p>(4) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (措法42の12①、68の15の2①)</p>	<p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>														
<p>(5) 法人税の額から控除される特別控除額の特別例 (措法42の13①、68の15の7①、震災特例法17の4、25の4、改正法附則77、114)</p>	<p>○ 一の事業年度において、措法及び震災特例法における特別税額控除制度のうち、2以上の規定の適用を受けようとする場合において、それらの規定による税額控除可能額の合計額が当期の所得に対する法人税額の90%を超える場合は、その超える部分の金額は当該法人税額から控除できないこととされました。</p>	<p>平26.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>														